

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	長野県伊那市

伊那市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 伊那市役所 農林部
50 年の森林推進課

所 在 地 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地

電 話 番 号 0 2 6 5 - 7 8 - 4 1 1 1

F A X 番 号 0 2 6 5 - 7 2 - 4 1 4 2

メールアドレス 50ms@inacity.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長野県伊那市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
○イノシシ	○水稲	976千円	69a
	○雑穀	6千円	2a
	○野菜	382千円	9a
	小計	1,364 千円	80a
○ニホンジカ	○水稲	1,390千円	99a
	○麦類	174千円	117a
	○豆類	3千円	1a
	○雑穀	249千円	66a
	○果樹	1,294千円	17a
	○野菜	5,741千円	85a
	小計	8,851千円	385a
○ニホンザル	○水稲	78千円	6a
	○果樹	1,082千円	14a
	○野菜	828千円	8a
	小計	1,988千円	28a
○ツキノワグマ	○野菜	306千円	8a
	小計	306千円	8a
○ハクビシン	○果樹	67千円	2a
	○野菜	884千円	20a
	小計	951千円	22a
○その他獣類	○野菜	14千円	1a
	小計	14千円	1a
○カラス	○果樹	65千円	1a
	○野菜	253千円	4a
	小計	418千円	5a
○スズメ	○水稲	45千円	3a
	小計	45千円	3a
○ムクドリ	○果樹	0千円	0a
	小計	0千円	0a
○ヒヨドリ	○果樹	0千円	0a

		小計	0千円	0a
○その他鳥類	○果樹		237千円	3a
		小計	237千円	3a
合 計	○水稻		2,489千円	177a
	○麦類		174千円	117a
	○豆類		3千円	216a
	○雑穀		255千円	234a
	○果樹		2,508千円	331a
	○野菜		8,508千円	708a
		合計	13,937千円	532a

(2) 被害の傾向

(1) 生息状況と被害の発生場所、被害の状況
【獣類】
①イノシシ：市の山麓全域に生息し、食害だけでなく踏み倒しによる被害も多い。
②ニホンジカ：市の山麓全域に生息している。南アルプス地域を中心に高山帯への進出も確認されている。また、森林や高山植物の被害も増加している。
③ニホンザル：全域に生息しているが、東南部は比較的少ない様である。
④ツキノワグマ：中央アルプス地域に多く生息しており、夏季になると出没が相次ぐ。トウモロコシの被害が多い。
⑤ハクビシン：市内全域で見られる。民家の屋根裏に巣を作ることもある。野菜の被害が多い。
【鳥類】
・カラスは全域で見られ、大きな集団を形成して活動することもある。果樹の被害が多い。
・スズメの水稲等の被害のほか、その他鳥類による被害が確認されている。
(2) 被害の発生時期
・シカ、イノシシ、鳥類による被害は、春の作付けから収穫期まで継続し発生している。
・ツキノワグマ、ニホンザル、ハクビシンは収穫期に被害の発生が集中している。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値(令和6年度)		目標値(令和10年度)	
	被害面積(a)	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害金額(千円)
イノシシ	80	1,364	76	1,296
ニホンジカ	385	8,851	365	8,409
ニホンザル	28	1,988	27	1,887
ツキノワグマ	8	306	8	291
ハクビシン	22	951	21	903
カラス	5	418	5	397
合 計	518	13,878	493	13,184

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○猟銃、檻、わなによる捕獲を猟友会に委託。 令和6年度実績 ニホンジカ:1,597頭、イノシシ:48頭 ハクビシン:94頭、カラス:435頭 ニホンザル:148頭 ○国庫補助等活用し捕獲檻等購入し猟友会へ貸与。 令和6年度実績 くくり罠75基購入、猿囲い罠1基購入 ○銃猟、わな免許取得者及び更新者、残渣処理施設等への補助金交付。 令和6年度実績 新規取得者9人、更新者81人	○銃を所持している猟友会員の減少が課題になっている。 ○高齢化に伴い、罠見回りに負担を感じる猟友会員が増加している。負担軽減が課題である。 ○猟友会員は捕獲のほか捕獲後の処理も行っており、捕獲数が増えるにつれ負担が増している。 ○ニホンジカについて、警戒心が強い個体が増え、捕獲や個体数の把握が困難になってきている。
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	○防護柵の設置を継続して行っている。 令和6年度実績 防護柵L=162.3m 設置(西春近小屋敷地区)	○耕作者が高齢化し設置及び管理が困難な地域もある。道路等の開口部よりの進入防止が課題である。防護柵に電気柵等の嵩上げを行なってもニホンザルの進入を防ぐことは困難である。
生息環境管理その他の取組	○緩衝帯整備を継続して実施している。 令和6年度実績 緩衝帯整備 1.6ha(西町小黒) 0.7ha(小沢区) 0.94ha(西春近小出一区)	○下草刈等の処理が行われていない放置山林が増加している。今後も継続して緩衝帯整備を実施し、クマの隠れ場所を減らす必要がある。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による被害は恒常化してきており、営農意欲の低下を通じて耕作放棄地を増加させ、更なる被害を招く悪循環を生じさせている。伊那市では野生鳥獣による農林生産物被害対策を重要課題としており、防除対策をより効果的にするため、被害状況を的確に把握し総合的に取組を実施していく。また、地域ぐるみの実施体制を整備するとともに人材の育成に取り組んでいく。 (1)被害状況の把握と効果的な対策の策定 従来から農林業者からの報告に基づき把握してきたが、報告されない場合も多いことから、被害状況を正確に把握する体制を整え、より効果的な対策を策定していく。 (2)実施体制の整備

猟友会は捕獲の担い手としての役割を担ってきたが、銃所持の会員が減少傾向にあることから、免許取得時の支援やワナセンサーの導入等により会員の負担を軽減するとともに各地域の猟友会の連携を図っていく。また、市報等の広報手段により個人で行える対策の周知を行い、防除意識を高めながら、地域全体で取り組む体制を整備していく。

(3) 総合的・広域的な被害防止対策の実施

捕獲による個体数調整・緩衝帯整備・森林整備・防護柵の設置・追い払い等様々な対策を総合的かつ広域的に実施していく。

(4) 防除対策の検証

実施した被害対策について効果を検証し、データを蓄積しながら原因究明を図り、より効果的に対策を実施していく。

(5) ジビエ振興等

市内の獣肉処理加工施設において、捕獲個体のジビエ活用により捕獲の推進を図り、農林業被害の軽減等を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・伊那地区、高遠地区、長谷地区の猟友会員を伊那市鳥獣被害対策実施隊員として任命。実施隊員（法定要件及び協力基準該当者）を指名し、個体数調整及び有害鳥獣捕獲を実施する。
 - ・上伊那農業協同組合、認定農業者、集落営農組織等へ被害状況の聞き取りを行い、被害状況の正確な把握に努める。
 - ・猟友会員へ有害鳥獣の分布について聞き取りを行い、加害個体の状況把握に努める。
 - ・従事者が接近できない場所に出没した大型獣（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ）を捕獲する場合に使用する必要があり、特に大型獣の有害捕獲においては、捕獲中に従事者に危害を及ぼす可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。
- ライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。

- (1) 捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ等の大型獣であること。
- (2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内及び場所であること。
- (3) 人身被害発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。
- (4) 地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。
- (5) その他、ライフル銃の使用について警察等の了解が得られた場合であること。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ	・捕獲用機材の整備事業（くくりわなの購入）を実施し、猟友会へ貸与していく。 ・檻罠等による捕獲や被害地域への防護柵設置拡充など複

		合的に対策を実施していく。
	ニホンザル	加害群(個体)の把握に努め、檻等による捕獲、追い払い、防護柵設置拡充など複合的に実施していく。
	ツキノワグマ	・ドラム缶檻等による捕獲や被害地域への防護柵設置拡充など複合的に対策を実施していく。
	ハクビシン	捕獲用機材の整備事業(箱罟の購入)を実施し、猟友会へ貸与していく。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数については、長野県が定める鳥獣保護管理事業計画との整合性を確保しつつ、鳥類も含め過去の捕獲実績及び農林業被害状況、生息状況を勘案した中で状況に応じた捕獲を実施する。
ツキノワグマについては、農林業被害状況等勘案し対応する。

過去の捕獲実績(令和元年度～令和6年度)

対象鳥獣	捕獲頭数(有害鳥獣捕獲分)					
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ニホンジカ	1,718	1,568	1,605	1,632	1,681	1,597
イノシシ	91	22	20	32	53	48
ニホンザル	143	120	115	137	104	148
ハクビシン	84	91	115	63	65	94
カラス	309	300	439	403	490	435

捕獲計画(令和8年度～令和10年度)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンザル	150頭	150頭	150頭
ツキノワグマ	15頭	6頭	6頭
ハクビシン	150頭	150頭	150頭
カラス	500羽	500羽	500羽

捕獲等の取組内容
従事者による銃器、わな、檻による有害鳥獣捕獲を行う。
銃器による捕獲活動は、農林水産業従事者と連携し、被害状況の把握に努め、効果のある

捕獲活動(一斉捕獲等)を行う。

わな、檻の捕獲活動は、農林業従事者との協力の上、効果的と考えられる場所へ設置する。

○ニホンジカ:銃、わな、檻等での捕獲を通年行う。(市内全域、一斉捕獲実施)

○イノシシ:銃、わな、檻等での捕獲を通年行う。(伊那市西春近)

○ニホンザル:銃、檻での捕獲等を通年行う。(市内全域)

○ツキノワグマ:檻等での捕獲を6月から10月末まで行う。(伊那市竜西地区)

○ハクビシン:わな、檻等での捕獲を通年行う。(市内全域)

○カラス:檻、銃等での捕獲を通年行う。(伊那市西箕輪、ますみヶ丘)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
従事者が接近できない場所に出没した大型獣(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ)を捕獲する場合に使用する必要があり、特に大型獣の有害捕獲においては、捕獲中に従事者に危害を及ぼす可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。
ライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。
(1) 捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ等の大型獣であること。
(2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内及び場所であること。
(3) 人身被害発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。
(4) 地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。
(5) その他、ライフル銃の使用について警察等の了解が得られた場合であること。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊那市内	ニホンジカ、カラス、ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	○鋼製網フェンス 【合計】L=776m 西春近小屋敷ほか3 地区で実施	○鋼製網フェンス 【合計】L=1,000m 令和8年度要望を踏ま え実施個所決定	○鋼製網フェンス 【合計】L=1,000m 令和9年度要望を踏ま え実施個所決定

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	ニホンジカ イノシシ	○2戸以上の農家を対象に、自己防衛のための電気柵及び防護柵、防鳥網の設置を推進。

令和８年度	ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン カラス	○地元地区と共同で侵入防止策の破損などの確認、管理、修繕を実施する。
令和９年度	同上	同上
令和１０年度	同上	同上

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

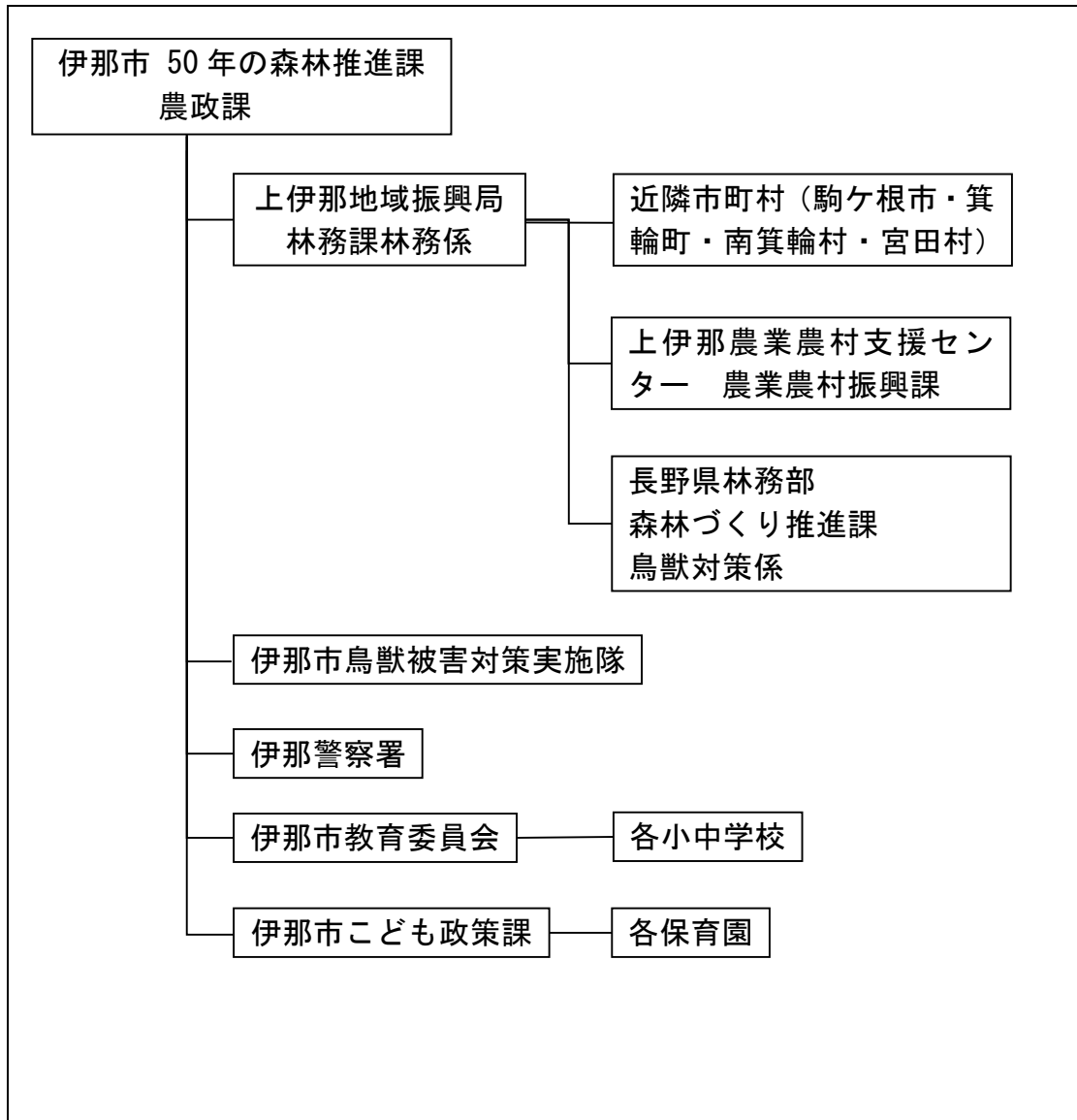
年度	対象鳥獣	取組内容
令和８年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン カラス	○放置果樹除去対策としての広報や指導を推進。 ○中山間地を中心に緩衝帯整備の推進。 ○農作物被害の集計だけではなく、現地調査等情報の収集に努める。 ○加害個体（群れ）をできる限り把握し、効果的な捕獲に努める。 ○上伊那農業協同組合、認定農業者、集落営農組織等へ被害状況の聞き取りを行い、被害状況の正確な把握に努める。 ○猟友会員へ有害鳥獣の分布について聞き取りを行い、加害個体の状況把握に努める。
令和９年度	同上	同上
令和１０年度	同上	同上

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊那市	地域住民への注意を喚起するとともに、関係者間との情報の共有化を図る。また、住民へ情報の提供を行う。必要に応じて、学校関係者等と連携しながら児童・生徒の安全を図る。
伊那市鳥獣被害対策実施隊 (伊那・高遠町・長谷猟友会)	緊急体制により迅速に捕獲体制をとる。
上伊那地域振興局 林務課	個体数許可の迅速な対応を図る。
伊 那 警 察 署	地域住民への注意の喚起及びパトロールの実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲し駆除した鳥獣の埋設処理を市内の残渣処理場にて実施する。
- ・食肉加工施設にて、捕獲したニホンジカの食肉としての利用を実施する。
- ・イノシシやニホンジカについては捕獲後出来るだけ自家消費に努めることとするが搬出が困難な場所では現場埋設するなど状況に応じた処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間企業が運営する食肉加工施設にて食品としての鳥獣利用を促進する。
----	-----------------------------------

	名古屋圏及び上伊那地区にてジビエの流通を目指す。
ペットフード	民間企業が運営する食肉加工施設にてペットフードとしての鳥獣利用を促進する。 名古屋圏及び上伊那地区にてジビエの流通を目指す。
皮革	実施予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	実施予定なし

(2) 処理加工施設の取組

・年間400頭の処理を目標とする。 ・食肉処理加工施設にニホンジカを搬入した実施隊員に対し、9千円/頭の捕獲奨励金の支払いを実施。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・実施予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊那市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
伊那市	50年の森林推進課・農政課が事務局を担当
上伊那農業協同組合	被害報告の窓口、技術指導
伊那市議会	鳥獣害対策に関する施策の対応
伊那市農業委員会	被害状況の把握
猟友会	有害鳥獣捕獲の実施、生息状況等の情報提供
長野県農業共済組合 南信地域センター 上伊那支所	農作物被害の補償、助成事業、機具の貸し出し
上伊那森林組合	森林被害および生息状況の情報提供
天竜川漁業協同組合	漁業被害および生息状況の情報提供
信州大学農学部	生息状況の分析、対策の研究と提言
上伊那地域振興局 林務課	広域的な防除体制の構築
上伊那農業協同組合 中部営農センター	水稲、野菜、果樹などの被害状況の取りまとめ
伊那地区 区長会長	地区内の被害状況の把握

高遠地区 区長会長	地区内の被害状況の把握
長谷地区 区長会長	地区内の被害状況の把握
南信森林管理署	国有林の被害及び生息状況の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上伊那農業農村支援センター	間連施策の情報提供及び県補助事業の相談窓口
伊那市農業振興センター	農業者自らできる対策の作成と情報提供
南アルプス食害対策協議会	南アルプスの食害対策のため、国、県、市町村、研究機関が連携する組織
中央アルプス野生動物対策協議会	中央アルプスの食害対策のため、国、県、市町村、研究機関が連携する組織
上伊那野生鳥獣被害対策チーム	野生鳥獣に関する保護管理を適正かつ効果的に実施する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

伊那市鳥獣被害対策実施隊
規模 194名(令和7年度)
構成 伊那・高遠町・長谷猟友会の会員
内容 鳥獣被害対策実施隊による捕獲、追い払いの実施

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・伊那市農業振興センターでは、農業者の自己防衛方法を取りまとめ農家への指導を行っている。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・市報等の広報誌にて、作付けの工夫、作物残さの処理など各農家で行える取組の啓発を進める。
--

<変更履歴等>

策定：令和8年3月26日付け7森推第1194号同意